

香芝市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年3月8日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：健康部 国保医療課>

- 1 監査実施年月日 令和5年 9月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年10月25日
- 3 措置状況通知 令和6年 3月 7日 香国第1004号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
国保医療課においては、市民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、医療費の助成事業を行われているが、子ども、ひとり親家庭等、心身障害者（児）及び精神障害者を助成対象とするものについては条例を制定し、それを根拠に事務を執行されている。 しかしながら、重度心身障害老人等に対する医療費助成については、要綱により前記事務と同様の助成に係る事務を執行されていることから、整合性及び法的安定性を図るためにも条例化を検討されたい。	検討中	当該医療費助成は昭和58年2月に創設されたが、その必要性について議論があったことから、法的安定性が必要となる条例ではなく、要綱で対応したものである。要綱に基づくものではあるが、現在までのところ安定的に対象者への助成が行われていることから、直ちに条例化する必要はないものと考えている。今後は、他の類似した助成制度（例えば、社会福祉課が所管する精神障害者（後期高齢者）医療費助成事業）の例規体系との整合性を図りつつ、条例化の検討を行っていく。